

令和8年横瀬町農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月25日(月) 午前10時00分から10時19分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	10番	大場保孝
会長職務代理者	2番	町田裕
農業委員	1番	村越則人
	3番	長嶋隆夫
	4番	高野直政
	5番	長島教夫
	6番	町田文利
	7番	大野雅弘
	8番	長島成子
	9番	八木原智宏
農地利用最適化推進委員	第1	中光敏
	第2	町田幸広
	第3	町田勝一

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第5号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件

第4 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	長嶋昭浩
書記	山中信博
	赤岩亮輔

7. 会議の概要

議長 それでは、始めさせていただきます。

本日は、全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第4回農委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

2番、町田裕委員、3番、長嶋隆夫委員のご両名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第5号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第5号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件を議題といたします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、事務局から説明をさせていただきたいと思います。

農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断でございます。議案第5号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件について説明をさせていただきたいと思います。

令和8年5月8日付で、横瀬町より農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断依頼が農業委員会会長宛てにございました。この通知に基づきまして、今回議案書にあります1筆2,076平方メートルの農地について、「農地」に該当するか否かを審議していただくものでございます。

3ページ目を御覧ください。案内図1が場所についてになっております。

この場所についてご説明を差し上げたいと思います。申出の場所につきましては、この地図の白線で示した場所となっております。具体的な場所になりますが、芦ヶ久保の赤谷地区にございます第5分団の詰所北、山側になります。そちら約170メートルの山中が申出地となっております。

この農地につきまして、担当推進委員と担当補助委員が現地確認を行い、農業委員会において農地法第2条第1項の判断基準を基に、農地に該当するか否かを判断していただくものとなっております。

判断基準は、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的整備が著しく困難な場合、またはこの土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと認められる場合には、農地に該当しないものと判断されることとなっております。

以上で事務局からは説明を終了させていただきたいと思います。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員をお願いします。

町田推進委員 農地最適化推進委員の町田です。上程されました議案第5号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件について所見を申し上げます。

5月23日午後4時30分頃、補助委員の村越則人農業委員と現地確認を行いました。場所は、芦ヶ久保の赤谷地区、消防団5分団の詰所北東方向に約70メートルほどの場所にある農地になります。申出のあった農地は、南側が斜面に接しておりまして、既に植林及び一部が山林化しており、農地として復元することは困難かと思われる場所でございます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の1番、村越委員、お願いいたします。

村越委員 補助委員の村越です。上程されました議案第5号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件について所見を申し上げます。

5月23日午後4時30分頃、推進委員の町田勝一推進委員と現地確認を行

いました。申出のあった農地は既に山林化しており、農地として復元することは難しいと考えます。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

何かご質問等ございましたらお願いいたします。ご質問ありませんか。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第5号につきまして、農地には該当しないことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第5号の農地については、「農地」に該当しないことに決定いたしました。

それでは、日程第4、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきまして審議したいと思います。

議案第6号番号1について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明をさせていただきたいと思います。

議案第6号の番号1についてでございます。5条申請となっております。議案第6号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆でございます。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は72平方メートルとなっております。転用目的は自己用住宅、敷地の拡張となっております。譲受人は町内在住の方、譲渡人は東京都練馬区の方となっております。

本案件の申請地についてご説明を差し上げたいと思います。5ページ目を御覧ください。案内図2の図で示した箇所でございます。地図で言いますと、横瀬中学校から北へ約250メートルに位置しております。かつて横瀬中学校のテニスコートとして利用されていた土地の近くが今回の申請地でございます。

本物件の現況についてですが、敷地内の一部に農地が残存しており、今回の土地売買に当たり、残る農地部分について転用し、一体的な宅地として整えることを目的として申請されたものでございます。農地区分は、申

請地が水道管、下水管の埋設された道路の沿道の区域にございまして、500メートル以内のところに教育施設があることから、第3種の農地と判断をしております。

以上で事務局から説明を終了させていただきたいと思います。

議 長 事務局の説明を終了します。

続いて、議案第6号番号1について担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第6号番号1、農地法第5条の申請について所見を申し上げます。

5月21日午前9時頃、補助委員の大野雅弘農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬中学校から北へ250メートルほどの場所にある農地になります。申出にあった農地は、事務局の説明にあったとおり、敷地の一部に農地が残っており、長年にわたり庭として使用されていること、面積が72平方メートルと小さく、転用はやむを得ないと考えられます。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

議 長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、大野委員、お願いいたします。

大野委員 補助委員の大野です。上程されました議案第6号番号1、農地法第5条の申請について所見を申し上げます。

5月21日午前9時頃、推進委員の町田幸広推進委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬中学校から北へ250メートルほどの場所にある農地になります。申出があった農地は、裏庭として使用されている上、面積が72平方メートルと小さいため、転用はやむを得ないものと考えられます。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

何かご質問ございますか。質問はございませんか。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りをいたします。上程中の議案第6号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成でございます。

よって、議案第6号番号1、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続いて、議案第6号番号2、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきまして審議したいと思います。

議案第6号番号2について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第6号番号2について説明をさせていただきたいと思っております。

議案第6号番号2の農地地番につきましては、議案書の地番にございます1筆です。台帳地目は畑、現況地目は宅地で、計画面積は293平方メートルとなっております。転用目的は住宅用地（死因贈与）となっております。譲受人は町内の方、譲渡人も町内の方となっております。

本案件の申請地についてご説明を差し上げたいと思っております。6ページ目を御覧ください。場所についてでございます。案内図3の図で示した箇所がこの該当地となっております。根古屋地域にあります川久保橋から東へ約100メートルの土地の申請でございます。

申請地につきましては、昭和60年頃でございますが、前所有者、故●●●様と土地借用者の●●●●氏の間で口頭による賃貸借の約束がございました。知識不足から農地転用手続を失念したまま利用をはじめ、今回前所有者の逝去による死因贈与に伴い、遺言執行者、●●●●氏が権利関係を調査したところ、未許可状態が発覚したものでございます。このため、速やかに是正すべく、今回の申請に至っております。

長期間の無断転用ではございますが、農地法の手続が必要である認識もないまま賃貸借を行い、庭として使用していたとのことで、始末書を添付しての申請となっております。

そして、農地区分についてですが、申請地が中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断をされております。

また、ちょっと添付しました死因贈与の証明のものについて、少し見づ

らいというご意見ございまして、改めて皆様のお手元にコピーしたものを配付をさせていただいております。

事務局からは以上でございます。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、議案第6号番号2について、担当委員の説明に移ります。

担当委員の中推進委員、お願いいたします。

中推進委員 農地最適化推進委員の中です。上程されました議案第5号番号2、農地法第5条の申請について所見を申し上げます。

5月21日午後2時頃、補助委員の町田文利農業委員と現地確認を行いました。場所は、根古屋地区にある川久保橋から東へ100メートルほどの場所にある農地になります。申出のあった農地は、事務局の説明にあったとおり、長年にわたり進入路や庭として使用されていることを考慮しますと、転用はやむを得ないと考えております。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、町田委員、お願いいたします。

町田(文)委員 補助委員の町田です。上程されました議案第6号番号2、農地法第5条の申請について所見を申し上げます。

5月21日、推進委員の中光敏推進委員と現地確認を行いました。申出のあった農地は、貸借人の生活のために必要なものであって、転用はやむを得ないと考えられます。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

何かご質問等ございますか。大変長期間にわたって間違っ使ってきたというご意見もございますけれども、特にございませんか。質疑なしでよろしいでしょうか。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第6号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員でございます。

よって、議案第6号番号2、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。

会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時19分)